

第3回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和元年10月11日午後7時～

場所：やわらぎ会館3階小会議室2

1. 開催要件の確認について

委員15名全員が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。全員出席ということで、これほど嬉しいことはありません。気候変動のせい、台風が多く、そのような時にお集まりいただきありがとうございます。

これからのまちづくりは、こうした様々な環境の変化にも耐えられるようなまちをどうつくっていくのかも大きな課題だと思っています。今回の台風のような、おそらく気候変動の影響を受ける事象について、王寺町で考えたところで、と思われるかもしれませんが、私たち一人ひとりの暮らし方、生活の仕方、選び方がこの地球上の大きな変化を生み出しているということも考えていく必要があります。

そして、未来の世代にどう問題を残さないようにしていくのか、将来の世代、次に王寺町に住む方がより良い王寺町での暮らしができる選択肢が増えるように、私たちがこれからの王寺町をどういうふうにつくっていったらよいかを考えていただけたらと思います。

地球温暖化の影響だろうと思われるこうした気候変動、局地的な気象変化がこれから頻発します。目の前のまちづくりも進めていかなければなりません、同時にそうした事態にも耐えられるような、問題をできるだけ小さくしていくような将来への指針も、このまちづくり基本条例の大きな役割ではないかと考えています。

今日は、前回のワークショップをふまえて、王寺町をどんなまちにしていったらよいかを議論していただきますが、そうした地球全体のことも考えつつ、身近なところも考えつつ、両方の目線を持ってこれからの王寺町のまちづくりを考えていただければと思います。

2.（前回の続き）ワークショップ「こんな王寺町になってほしい」

第2回審議会の続きとして、「こんな王寺町になってほしい」についてのワークショップを行った。

- ・ 審議会を通じた話し合いのルールとして、以下の3点を再確認した。
 - ①相手の話をよく聞く ②自分の想いや考えをよく話す ③一人で話しすぎない
- ・ 前回と同じグループに分け、グループごとにファシリテーターを配置した。全体で進行管理を行いながら、グループごとの話し合いが進められた。
- ・ チェックインの後、前回の話し合いを振り返り、①王寺町のいいところ・好きなおとこ、②王寺町の困ったところ、③こんな王寺町になってほしくない、に追加したいものがあれば追加し、グループで共有した。

- その後、各人が描いている「こんな王寺町にしたい！」のイメージを共有した。各グループで複数のイメージが出され、各班 1 つを選び、描かれた王寺町を実現するための人、仕組み、制度、機会についてグループごとに話し合ったあと、全体で共有した。

【各グループからの「将来のまちのイメージ」についての報告】

1 班：①王寺町が知的なまち、②地域が発展可能なまち、③人々の心が触れ合うようなまち、④住民と役場が仲良しなまち

〈王寺町が知的なまち〉

創意工夫を凝らして、必要になっていることを単にボランティアが行うのではなく、イノベーションし、事業化することできちんとお金が落ちるようにして継続的にできるという考え方が大事だということです。その中で出た意見では、「雪丸まちづくり参加ポイント」を付与するというものです。良い活動だったらポイントを与えるという案が出ました。

それから、王寺町の特徴を知らせる外への手段を考えていかななくてはいけないという意見が出ました。

活動を応援する仕組みをつくり、ポイントを管理して、毎年どれだけの事業をどれだけやったかを見てポイントを変えてみたり、使う場合も王寺町の活動に活かせるところで仕組みをつくってみたりするのはどうかという話が出ました。

2 班：①住民気質が和やかなまち、②くらしの環境が整ったまち

〈住民気質が和やかなまち〉

言い方を変えると、閉じられた中の人だけではなくて、外部からの人を受け入れる寛容の精神がある町にしたいということです。

一方で、悩みも出てくるだろうと思います。そんな時に相談できる場があり、課題解決の方法が見つかる、そんな場をつくる仕組みが一つの解決策になるだろうという話が出ました。

また、住民の気質が和やかなまちをつくるために、教育の観点が非常に重要だという意見もありました。

3 班：①コミュニティが豊かなまち、②人々が安心して暮らせるまち、③緑が美しいまち、④歴史・文化を大切にするまち

〈コミュニティが豊かなまち〉

子育てがしやすい、世代間交流が盛んなまちという観点からこのテーマが決まったのですが、将来の社会を背負っていく子どもをどのように育てていくかからスタートしました。

そのためには子どもたちが遊べる公園、夜間や休日の病院の整備、道路の整備や「あいさつ＋1 運動」の継続などが大切だという意見が出ました。

そういった年代を越えた人たちの交流が豊かなまちにしていくためには、あらゆる年代の層が集まった各種団体から集まったまちづくり協議会や自治協議会といった住民組織を作って、行政と住民との連携がより強くなって、より良いまちにつながるのではないかとということです。

2 他自治体の「まちづくり基本条例」について

事務局から、資料をもとに、他自治体のまちづくり基本条例の事例紹介があった後、質疑応答が行われた。

質疑応答は、各グループ内で疑問や不明点を全体で共有した後、各グループから最大 5 つまで質問を出し、会長・副会長が解説を行った。

【事務局】

紹介するのは大和郡山市、宝塚市、大口市の 3 つの自治体のまちづくり基本条例です。

まず、3 つの自治体の章の並びを見ていただくと、大分違うと思います。まちづくり基本条例では、章の組み方がバラエティに富んでいます。宝塚市では、章がありません。章がある場合も、大和郡山市では、3 章、4 章、5 章でそれぞれ市民、市議会、市長の責務を決めています。大口市では 3 章で「役割と責務」を決めていて、その中でそれぞれの役割を書いています。これは書き方の話ですが、組み立て方もずいぶんと違っています。大和郡山市の章の構成が一般的なものになっています。

他の自治体の条例を読むときには、これから皆さんが作る王寺町の条例では何をどのように表現しようか、盛り込みたいか、ということ意識してください。

まちづくり基本条例には「前文」というものが入っています。前文の書き方も様々です。まちへの思いであったり、めざす姿であったり、まちの歴史的なところが反映されているなどの似たような要素はありますが、ここでまちの特徴を出しています。大口市は詩のような表現が入っているという特徴があります。こういったどんな表現がいいのかといったことも、皆さんと考えていきたいと思っています。分量も違いますが、500 字程度のところが多いというイメージを持っています。短いところでは 300 字程度のところから、長いところでは 1,000 字を超えるところもあります。

続いて要素の話に入ります。「目的」、「まちづくりの理念」、「まちづくりの原則」というものが書いてあります。そして、「定義されている用語」のところでもいくつもの用語を定義している自治体もありますし、宝塚市のように、用語の定義がされていないものもあります。市民、町民をどのように定義するかについて、多くのまちづくり基本条例で書かれています。

「未成年者の扱い」のところでは、大和郡山市の特徴になりますが、未成年者がまちづくりに参加する権利を持つということだけではなく、市民・行政はその権利が守られるようにはたらきかける責務・役割を持つということが書かれています。選挙権を持つ年齢も 18 歳になりました。将来を担う若者たちの意見をまちにどう取り入れていくかという視点も大事になってくるかと思っています。

「地域での活動を担う組織」について、まちづくり基本条例で位置づけているものも多く見られます。大和郡山市自治基本条例、大口市まちづくり基本条例においてもそうですが、町内会や自治会とは違う地域の組織が位置づけられていることもあります。

そして、王寺町でも大事になってくる「参画と協働の仕組み」の要素の紹介をします。大和郡山市、大口市では「参画と協働の仕組み」について書いてありますが、宝塚市ではまちづくり基本条例の中には入っていません。ただし、まちづくり基本条例と同時に施行された「市民参加条例」というものがあり、その中で「市政への参加」が位置づけられています。ここでは、町政に住民の方がどのような形で参加できるのかについて定められています。例えば、この審議会においても、委

員の何割かは公募で集めなさいということが決められていたり、会議は原則公開して傍聴できるようにしなさいということが参画の仕組みの中で決められています。参加の種類は自治体によって様々ですが、例えばパブリックコメントと言われる、条例案等を住民に投げかけて意見をもらって反映させていく仕組みなども含まれます。また、町政への参加以外にも、住民が独自に行う取組みや住民だけではできない取組みを行政あるいは事業者とどうやって一緒に行うかのルールが定めてあるのが、「参画と協働の仕組み」の項です。

その先には、「町民の権利あるいは責務」についてです。「責務」と書かれていますが、どういう役割を果たすか、といったことが書かれています。「責任」「義務」ではなく、「役割」と読んだ方が良いと思います。まちづくりに関心を持つようにしてください、まちづくりに参加する権利があります、あるいは参加しなくても不利益を受けません、といったものなどを書くこととなります。

そして多くのまちづくり基本条例では、「議会や議員の役割」についても書いてあります。宝塚市は、この条例制定後に議会基本条例がつくられていて、いくつかの条例によって総合的に運営されています。

次に、「執行機関の責務」があります。自治体としてどんな役割を果たすかということです。宝塚市では、市民の主体的なまちづくりの推進、そういった動きとの協働、また、地域の主体的なまちづくり活動への支援といったことが役割として書かれています。

また、「町長の役割」についても書かれます。「公正かつ誠実な職務の遂行」というふうに書かれているところが多いですが、ここにもどんな要素を盛り込むか、皆さんで考えていければいいかなと思います。

「職員の責務」についても同様に、どういう項目が必要なのか、必要でないのかを一緒に考えていくところになります。

「自治体の役割・市政運営」では、大和郡山市が割と標準的な書き方になっていて、行政ではこういったことを大切にしながら仕事をします、といったことが書かれています。宝塚市や大町では、この中に入っていない要素が他の項目の中に盛り込まれているものもありますので、かならずしも大和郡山市の条例に入っているものだけがすべてということではありません。

その次に「住民投票」があります。住民投票という制度がありますが、詳細は別に定めます、といった書き方をして、別に住民投票条例をつくるケースが一般的です。大町は特徴的で、住民投票の要件などもすべてまちづくり基本条例の中に組み込まれている、いわゆる一体型と呼ばれるものになっています。

「投票結果の扱い」については、投票結果がすべてを決めるという位置づけにはできないので、尊重するということが大前提となります。ただし、自治体によって尊重するのが誰なのかが違って、町長は尊重しなければならないと書かれていたり、町民も議会も結果を尊重しなければならないと書かれたりしています。

「総合計画」についても、どう扱うかの書き方がそれぞれの自治体で違ってきます。

「連携」についても、他の地方公共団体と連携をしましょうと書かれているところが多いですが、それ以外にも大和郡山市の場合だと、大学やNPOなどの専門機関との連携をしながらこのまちをつくっていきましょうと定められています。

最後に、「まちづくり基本条例の見直し」について書かれています。条例策定からどれぐらいの期

間で見直すかということが定められています。3年から5年で見直しをするように定められていることが多いです。

【1 班からの質問】

1. 王寺町の他の条例にない条文として、どんなものを入れるとよいのか
2. 見直しのための検証委員会の必要性
3. 財源不足を住民が支えることがベースとなっていますか？

【会長・副会長の解説】

1. 皆さんできちんと考えていきましょう。今日は他の自治体ではどうしているのか紹介しました。王寺町としてどんな特徴を出していきたいのかしっかりと考えていけたらと思います。大きな枠組みとしては、これからの理想のまちをどうやってつくっていくのか、というときに王寺町に必要なものを考えていきます。他の自治体の事例を見ていると、足りないものや良いと思うものが出てくると思いますので、そこは工夫の仕方だと思います。ワークショップでは、子どもや若者、次の世代などがキーワードになっていましたが、他の条例でも若者の参画を謳っているものもありますが、それを超えて若い人を主役にするようなまちづくりというものも、可能性としてあると思いつながり聞いていました。
2. 紹介した3つの自治体の条例にも見直しの規定があります。見直しの仕方についても書かれていて、行政だけではなく、町民の皆さんにも参加いただいて議論をする場をつくるという検証の仕組みを置きます。何年に一度条例を見直す、と決めているものに加えて、この条例に沿って参画や協働が進んでいるかをチェックしてもらい、町政として町民の皆さんに報告していくことを入れているところもあります。
3. 財源不足が背景としてあるので、一緒にまちづくりをしていきましょうという前文の書き方はできるかと思います。
また、地方自治法で、まちを支えるのは町民だと法律で義務付けられています。要するに、皆で負担することが法律上の義務となっています。どう支えるかは、個別の税や料金の法律、条例で定めています。そういったことの基本原則を条例で確認のために書くことができます。

【2 班からの質問】

1. 誰を対象にしている条文か
2. 住民投票のことが書かれてあるのは、まちづくり基本条例だけですか？
3. 「まちづくり」という言葉が誤解を招くのでは？（都市開発などと混同しやすい？）
4. 王寺町内の他の条例に書かれていることもこの基本条例に掲載するのか？

【会長・副会長の解説】

1. 王寺町に関わるすべての人、すべての活動が対象となります。王寺町以外の人でも、王寺町に関わったときには対象となることがあります。
2. 多くのまちづくり基本条例の中に住民投票について書かれています。住民投票をしますという

ことだけに留まり、住民投票条例のようなものをつくる人が多いですが、大口町のように、基本条例の中に手続きの話も書いてしまうこともできます。

3. 歴史的な話になりますが、まちづくりという言葉が出てきたのは1960年代の高度経済成長の時代です。その時には、「街づくり」という字でした。これは「道路づくりの話でした。物理的な空間の中でもまずは道路を通していくことがまちの発展や建設の基本になるということが、この最初の頃のまちづくりの考え方です。そして道路網の上や周りにまちができることになりま。それだけではまちにはならず、人が住み、公共的な空間が整えられていかなければなりません。そういった空間が重視されてきたのが1970年代から1980年代のあたりで、「町づくり」という字が使われていました。1980年代半ば以降は、つくった空間が上手に使われていくためには人が大切になり、「まちづくり」という字を使うようになりました。まちづくりという言葉に都市建設、ハードづくりの意味だけを込めるというのは、きわめて古い考えとなっています。まちづくりという言葉には都市建設、ハードづくりの意味も入っていますが、それ以上に人々がまちをつくるという意味で一般的に使われています。

「まちづくり」という言葉をこの条例に使うかどうかはまた皆さんと議論していきたいと考えていますが、言葉の定義を条例の中に入れるということも考えてよいかもしれません。

4. この条例をどういう位置づけにするかということと関わると思います。まちづくり基本条例を他の条例の指針となる位置づけにしたいということであれば、他の条例に書かれている基本のところまちづくり基本条例の中に入ることは、おかしくありません。

【3班からの質問】

1. 町の総合計画があるので、それに連動させてつくっていくべきでは？
2. 市民・住民・町民の定義において、外国人や年齢はどう表現するのか？範囲は？
3. 議会の役割など、議会基本条例との整合性をどう考えたらよいのか
4. 言葉が硬く、住民にも参加してもらうには難しい言葉が多い。中学生くらいでも理解できる表現にしてはどうか。
5. 「雪丸」の取り扱い、条例に盛り込めるのか。

【会長・副会長の解説】

1. 総合計画とまちづくり基本条例のどちらが長く使うかを考えると、先ほど条例見直しの話も出てきましたが、条例は3年や5年で見直すとしても、大きく変えるということは想定していません。それに対して総合計画は、社会環境の変化に応じて、項目の立て方や政策の並べ方が変わることがあります。どういうふうに連動させるかについては、皆さんとしっかりと考えていけたらと思います。今後、町の総合計画をつくっていくときに、まちづくり基本条例がベースとなってきます。それが本来の姿です。
2. あまり具体的に決めすぎると、その条文が縛りとなってしまって、条例の条文を変えるとなると、議会にかけなくてはならなくなるので、どこまで具体的に書くかも含めて一緒に考えていけたらと思います。定義しないという考え方もあるかもしれません。
3. 他の条例と違うことを言っても違法ではありません。議会基本条例との関係で言えば、もしこ

の条例に入れるとなれば、議会が基本的にどういう役割をまちづくり基本条例の中で果たしていけばよいのかということを書いていくことになります。一方で、議会基本条例は、議会がどうあるべきかを議会の範囲内で考えてつくるものですので、その棲み分けが行なわれます。

4. 大口町の条文はですます調で書かれています。できるだけ皆さんに分かりやすく優しい表現で大口町もつくられています。条例の文章は義務や権利などを明確に定めなくてはならないので、なかなか難しいと思っています。
5. 具体的な内容については、条文に入れるというよりは、もし入れるとしたら前文に入れるというアイデアはあるかと思います。
タウンプライドやシンボルを定めることができるという条文をつくることもできます。

3. 住民ワークショップの開催について

事務局から住民ワークショップ開催概要について説明された。また、本ワークショップの他にも、別のテーマの住民ワークショップ開催を予定していることの説明があった。

【委員】

まちづくり基本条例を検討するにあたって、このワークショップが条例策定にどこまで活かされるのでしょうか。

今後ワークショップで出た住民の方々の意見がどう反映されるのか、どうつながるのか説明してほしいと思いました。

導入としてワークショップは入りやすいですが、どう活用されているのかが気になるので、工夫していただければと思います。

【会長】

前回、今回、そして今後の住民ワークショップが今後の王寺町まちづくり基本条例検討の中で、具体的に活かされるのかといったロードマップを用意していただければ分かりやすいと思います。事務局にはロードマップ作成をお願いします。

皆さんに議論いただいた部分は、王寺町まちづくり基本条例ができたときには、前文に入ってくるのだろうと個人的には思っています。また、今日のワークショップでまとめてもらった将来のまちの姿は、この条例の理念や将来像といった条文が入るとすればその中の主要な項目になるかもしれません。

皆で考えて選んでいくというプロセスがありますので、その中で取捨選択は当然あり得るということと考えていただければと思います。

【委員】

それぞれの班で出てきた「こんなまちになったらいいな」という意見をまとめて、いくつもの王寺町のイメージができました。こういったそれぞれの枠組みが基本条例の中の条文に入るだろうなと思いました。こういった考え方でよろしいでしょうか。

【会長】

今日議論してきたことが今後、具体的にどう活かされかといったところまでは、事務局でもまだ用意していないと思いますし、そこまで議論は詰まっていますが、仰ったように、今日出していたものは今日限りで無駄になるという性質のものではありません。皆さんの共通の思いとして持つことができたと思います。

皆さんの議論の中での結論が出ていませんので保証はできませんが、今後のまちづくり基本条例を考えていくときの骨格にあたるものとして入ってくると思っています。

【委員】

今後の審議会での参考までに、議会基本条例が王寺町にはすでにあって、そこで町民の定義づけがしてありますが、どういった経緯で定義づけされたのか教えていただけないでしょうか。

【委員】

議論の上進めましたが、基本的には他の自治体の条例を参考に、王寺町ではどうするのがふさわしいかということで考えました。町民の位置づけでいうと、在勤・在学も含めて王寺町に関わる方を入れていくというのは全員一致で決まりました。

ただ、社会の動きが激しい中で、例えば国籍の話もありますが、条例をつくった当初の頃とはずいぶん変わっていますので、見直しが大事だと考えています。

【会長】

議会基本条例では、議会として議会はどうかあるべきか、あるいは町政全体のあり方を議会の観点から考えているものです。私たちが考えるまちづくり基本条例はそれよりももっと関係者が幅広いかもしれません。どう考えるかは今後議論していきたいと思います。

【委員】

個人的には雪丸が大好きでぜひ条文に入れたいと思っていますが、王寺町内でも賛否両論ある中で雪丸という文言を入れてしまうと、雪丸が王寺町の中で絶対的な存在になってしまうと思います。他の自治体の条例の中で、キャラクターが条文に入るということはありますか。

【会長】

私が知っている限りではありません。前文の中に山や川、あるいは文化財の名前が入ることはありますが、キャラクターの名前が入るということは見たことがないです。初めてということで入れてしまってもいいかもしれませんが。

4 その他

(1) 次回日程について

事務局から、次回審議会日程について報告された。次回審議会内容として、まちづくり基本条例、協働・参画の推進に向けての先進事例について学ぶため、他自治体から来ていただけるように調整

中だと説明された。また、調整次第では、王寺町の基本条例の検討を進めることもあわせて説明された。

(2) 今後の運営についての提案

【委員】

質問がよく出ますので、質問の時間をあらかじめつくっていただけると嬉しいです。

【会長】

事務局でできるだけ毎回質疑応答の時間をつくってもらって、議論がしやすい雰囲気づくりをしたいと思います。

以上